

福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程

最終改正 令和7年4月1日

(事業実施の基本方針)

第1条 県知事より農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人福島県農業振興公社（以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき、県が定めた農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(農地中間管理事業の実施体制)

第2条 機構は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体で農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を行うものとする。

2 機構は、地域マネージャー（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員）及び市町村コーディネーター（原子力災害被災12市町村における農業者等の話合いの推進や農用地の利用集積などを行う機構の職員）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項の協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行うものとする。

3 機構は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、地域マネージャー及び市町村コーディネーターによる現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(事業実施区域)

第3条 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。ただし、本県における都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域でも農地中間管理事業を実施することができるものとする。

(事業対象農用地等)

第4条 機構が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。

- 一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)及び採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。)(以下「農用地」という。)
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - 三 農業経営基盤強化促進法施行規則第9条第2号に定める農業用施設の用に供される土地
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地と併せて当該事業を行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第5条 機構が農地中間管理事業を行うに当たっては、国、県(本庁、農林事務所及び農業総合センター農業短期大学校)、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、県農業協同組合中央会、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、県農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

- 2 機構が農地中間管理事業を行うに当たっては、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第7条の規定に基づく福島復興再生計画、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業(基盤法第4条第3項に規定する事業をいう。)、その他の農地集積・集約化等の施策と連携して行うものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第6条 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の実現に向けて、遊休農地(所有者不明農地を含む。)を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合又は1号遊休農地の黄色区分であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

- 2 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。
- 3 機構は、前二項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。ただし、原子力災害被災12市町村の避難

解除等区域及び特定復興再生拠点区域にあっては、福島復興再生計画に基づき、営農再開の加速化に資するものと判断されるものはこの限りでない。

- 一 農業委員会による利用状況調査（農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条)において再生利用が困難と判定されている農地
- 二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第 7 条 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者からの申出に応じて協議を行うものとする。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行うものとする。

2 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行うものとする。

3 機構は、貸付希望者の事情を考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

4 農地中間管理権の取得に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業（土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項に規定する土地改良事業。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、貸付希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

5 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に考慮して、原則 10 年以上となるように努めるものとする。

6 機構は、利用意向調査（農地法第 32 条及び第 33 条）によって機構への貸付けの意向が示され、又は機構と協議すべき旨の勧告（同法第 36 条）を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国等の予算事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請（同法第 37 条）を検討するものとする。

(農用地等の貸付けを行う方法 (貸付先決定ルール))

第8条 機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の一から三のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- 一 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
- 二 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
- 三 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）。

2 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、次の一から四の観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行うとともに、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法（電子メール、郵送等）を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

- 一 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
- 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

3 機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則10年以上となるように努めるものとするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

4 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農作業の委託を受ける農用地等の基準)

第9条 機構は、地域計画の区域内の農用地等について、地域計画の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。

2 機構は、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合には、地域計画の区域外の農用地等について、農作業を受託することができるものとする。

3 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることとし、機構が受託する農作業の種類については、基幹農作業受託（基幹三作業以上の受託）又は特定農作業受託とするものとする。

(農作業の受託の方法)

第10条 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、対価、支払方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うものとする。

2 対価の支払方法については、原則として、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由して行うものとする。

3 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により委託者に直接報告するとともに、機構の求めに応じて、その写しを機構に提供するものとする。

4 促進計画の定めのない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、受託者は、機構の求めに応じて、その内容を書面等により機構に提供するものとする。

5 農作業の受託に係る契約期間については、原則として、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定するものとする。

(農作業の委託を行う方法（受託者決定ルール）)

第11条 農作業の委託については、「第8条 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）」及び「第10条 農作業の受託の方法」に準じるものとする。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

第12条 機構は、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うことができるものとする。

2 機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定され

ている場合に限り、委託者（機構に農業経営の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うことができるものとする。

- 3 その他の基準については、「第6条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に準じるものとする。

（農業経営の受託の方法）

第13条 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うものとする。

- 2 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、原則として、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定するものとする。

- 3 その他の方法については、「第7条 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法」の第4項を除く各項に準じるものとする。

（農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール））

第14条 農業経営の委託については、「第8条 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）」及び「第13条 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

（賃料の水準等）

第15条 機構が農用地等を賃貸借するときの賃料については、原則として、農業委員会が提供している賃借料情報等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上、決定するものとする。

（委託料の水準等）

第16条 機構が農作業を受委託するときの委託料については、原則として、機構が相手方と協議の上、決定するものとする。

- 2 機構が農業経営を受委託するときの農業経営に係る損益については、原則として、委託者に帰属するものとし、基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うものとする。具体的な損益の算定については、原則として、機構が相手方と協議の上、決定するものとする。

(農地中間管理権等の解除)

第17条 機構の有する農地中間管理権又は農作業の受託等に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農作業の受託等に係る契約の解除をすることができるものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて地域計画を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 農用地等の貸付の終了後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 三 当該農用地の農作業の委託等を受け又は終了した後、農作業の委託等を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 四 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分に協議することとし、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第18条 機構は、賃貸借若しくは使用貸借又は農作業の委託等を行った農用地等が適正に利用されていないなどの農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、当該農用地等を現地確認し、適正な利用がなされていないときには、賃借権の設定等を受けた者に対して農用地等を適正利用するよう指導を行うものとする。

2 機構は、農用地等を適正に利用していないとして法第21条第2項の規定により賃貸借若しくは使用貸借又は農作業の委託等を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を示した上で、書面により農用地等の利用状況の報告を求めることができるものとする。

3 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、前二項に規定する農用地等に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農作業の委託等を解除することができるものとする。

- 一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
- 二 当該農作業等を適正に行っていないと認めるとき。
- 三 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。

四 賃借権の設定等を受けた者が機構の再三にわたる支払督促にもかかわらず、借賃を精算年の翌年

5月末日までに支払わなかったとき。

(手数料の徴収)

第19条 手数料の額及び徴収方法等については、「福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程」に別途定めるものとする。

(農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

第20条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができるものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 利用条件改善を行えば当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 三 第24条に定める研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

2 機構は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、耕作条件の改善を迅速に推進すれば農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を加速化できると判断される場合は、県農林水産部長と協議の上、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）に規定する事業を実施できるものとする。

3 機構が、前二項に関する業務実施要領を定めるとき（追加、変更を含む。）は、県農林水産部長へ協議するものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第21条 機構及び委託を受けた市町村等は、相談又は苦情に応じる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農用地等の管理)

第22条 機構は、農用地等の貸付けを行うまでの間、借受農地管理等事業を活用し当該農地等を善良な管理者の注意をもって管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）するものとする。

2 機構が、借受農地管理等事業取扱要領を定めるとき（追加、変更を含む。）は、県農林水産部長へ協議するものとする。

(業務委託)

第23条 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち別に定める業務について、市町村の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして委託するものとする。

- 2 機構は、前項の業務について、必要に応じ、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託できるものとする。
- 3 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 機構は、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において、委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。
- 5 機構が、業務委託実施要領を定めるとき（追加、変更を含む。）は、県農林水産部長へ協議するものとする。

（農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準）

- 第24条** 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うことができるものとする。
- 2 機構は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得することができるものとする。
 - 3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、研修生1名当たりおおむね2年以内とするものとする。
 - 4 本事業は、県農業経営・就農支援センター、県農林事務所、県農業総合センター農業短期大学校、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
 - 5 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
 - 6 機構は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めた上で、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

（共有者不明農用地等の対応）

- 第25条** 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、市町村が作成した促進計画の案に基づき、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請することができるものとする。

2 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該促進計画について県知事に認可申請を行うものとする。

（遊休農地への対応）

第 2 6 条 機構は、農地法第 32 条又は第 33 条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第 35 条に基づく通知があった場合、「第 6 条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

2 農地法第 36 条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「第 6 条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該勧告に係る農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、同法第 37 条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。

3 機構は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、「第 6 条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。

（連帯保証人の選任）

第 2 7 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として当該者に対して連帯保証人の選任を求めるものとする。

- 一 賃借権の設定等を受けた者が、災害その他やむを得ない事由がないにもかかわらず、借賃の滞納を継続している場合で、支払が行われるまでの間に当該者が新たな賃借権の設定等を行うとき。
- 二 借賃の滞納を継続し、賃貸借契約を解除された者が、解除日から 5 年以内の間に新たな賃借権の設定等を行うとき。
- 三 賃借権の設定等を受けた者の債権が、客観的に回収困難と判断される場合、機構がその客観的事実を知った日から 5 年以内の間に当該者が新たな賃借権の設定等を行うとき。

（農地中間管理事業評価委員会）

第 2 8 条 機構は、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項について、農地中間管理事業評価委員会設置要領に定めるものとする。

2 機構が、前項の要領を定めるとき（追加、変更を含む。）は、県農林水産部長へ協議するものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第29条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐものとする。

2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(事務手続)

第30条 本規程に関する事務手続については、県が定める取扱いのほか、機構が事務手続マニュアルを定めるとき（追加、変更を含む。）は、県農林水産部長へ協議するものとする。

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

附則（平成26年4月30日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附則（平成28年2月3日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附則（平成28年6月2日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附則（平成29年8月21日認可、平成29年9月25日施行）

この規程は、県知事の認可を経て、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行日から施行する。

附 則 （平成 29 年 9 月 25 日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

附 則 （令和元年 10 月 25 日認可、令和元年 11 月 1 日及び令和 2 年 4 月 1 日施行）

この規程は、県知事の認可を経て、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）の施行日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条第 1 項第 4 号については令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日認可、令和 3 年 3 月 29 日及び令和 3 年 4 月 1 日施行）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。ただし、第 1 2 条第 8 項第 1 号及び第 1 3 条第 1 の 2 項第 2 号アは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 4 月 1 日認可）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、県知事の認可があった日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、機構が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権の設定等を行う場合の取扱いについては、「第 6 条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」から「第 8 条 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先決定ルール）」に準じて行うものとする。

附 則 （令和 7 年 4 月 1 日認可）

この規程は、県知事の認可があった日から施行する。